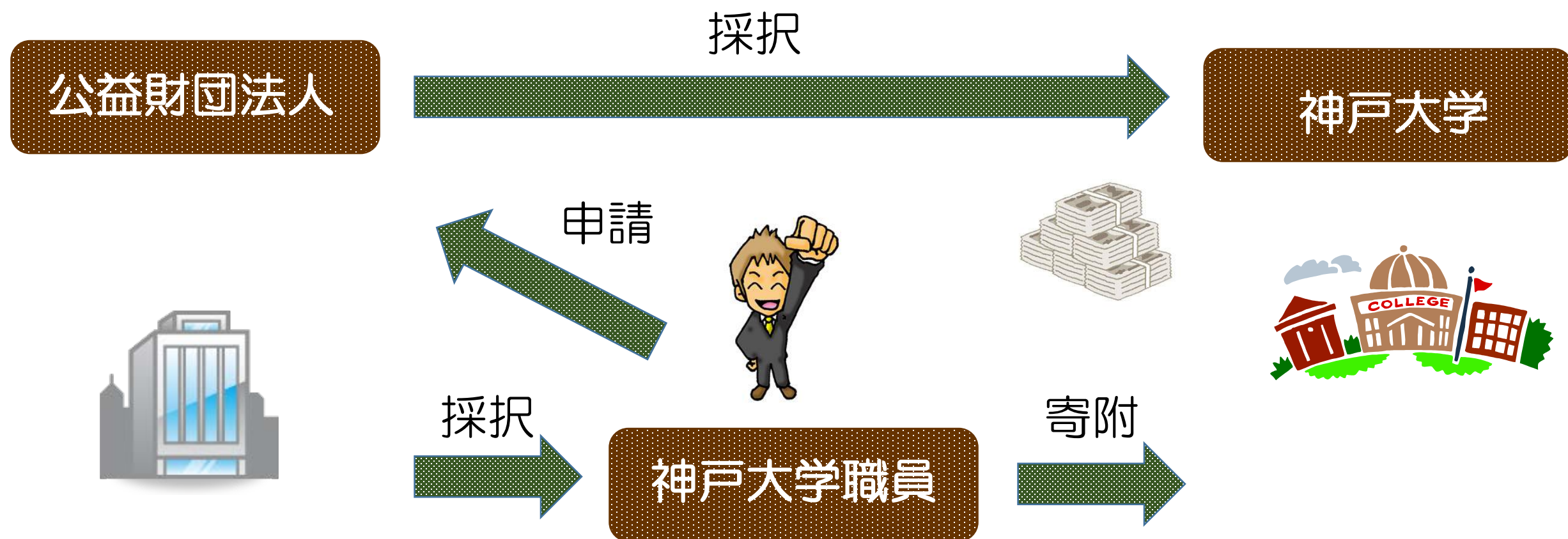


# 公益法人等からの助成金を受入れる場合の取扱いについて



国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については大学にその遂行に関する管理責任があることから、教員個人に対して交付された助成金についても大学としてこれを適正に受け入れて経理することが定められています。